第十五条の表第二項の項及び第五項の項を次のように改める。

第二項	満三歳以上限定保育認定地域型保育又は満三歳未満保育認定地域型保育を受けようとする保育認定子ども（満三歳以上保育認定子ども及び満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）	第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育を受けようとする教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は同項第三号に規定する特定利用地域型保育を受けようとする満三歳以上保育認定子ども
第五項	満三歳以上限定保育認定地域型保育又は満三歳未満保育認定地域型保育を当該保育認定子ども	特別利用地域型保育又は特定利用地域型保育（第五項及び第七項において「特別利用地域型保育等」という。）を当該教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども
	保育認定子ども	教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども
	満三歳以上限定保育認定地域型保育又は満三歳未満保育認定地域型保育	特別利用地域型保育等

第十五条の五第三号中「第三十条第一項」を「第二十九条第二項」に改める。

第二十条の二の表第四十五条第三項の項及び第四十五条第四項の項を次のように改める。

第四十五条第三項	保育認定子ども	乳児等支援給付認定子ども
	適切な特定地域型保育	適切な特定乳児等通園支援（第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）
	良質な特定地域型保育	良質な特定乳児等通園支援
第四十五条第四項	特定地域型保育の	特定乳児等通園支援の

第二十条の二の表第四十六条第二項の項中「（第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）」を削り、同表第五十四条第一項の項中「満三歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第二十三条第一号中「の額、法」を「の額、法第二十九条第三項第一号に掲げる額、法」に改め、同条第二号ハ中「第九条」を「第九条第二項」に改める。

附則第六条第二項の表第一項の表の第五項の項の中欄の項中「前条第一項第二号」を「前条第二号」に改める。

附則第十三条中「教育認定子ども」を「法第二十七条第一項に規定する教育認定子ども」に、「法」を「法第二十九条第三項第一号に掲げる額、法」に改める。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第二条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条から第十二条までを次のように改める。

第五条から第十二条まで　削除

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中子ども・子育て支援法施行令附則第六条第二項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

2　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二十五号中「第九条」を「第九条第二項」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
厚生労働大臣　上野賢一郎

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

政令第三百六十一号

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第十五条第一項ただし書及び第三項、第三十三条第一項、第三十四条、第百十二条第一項並びに別表第十八備考の規定に基づき、この政令を制定する。

（労働安全衛生法施行令の一部改正）

第一条　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「労働者」を「作業従事者」に改める。

第十条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四　ショベルローダー

五　フォークローダー

第十条第一号の次に次の一号を加える。

二　フォークリフト

第十一条中「又は工場」を「、工場その他の事業」に改める。

第十五条の二の見出し中「登録製造時等検査機関等」を「登録設計審査等機関等」に改める。

第十五条の三の見出し中「外国登録製造時等検査機関等」を「外国登録設計審査等機関等」に改め、第二十五条を第二十七条とし、第二十四条を第二十六条とする。

第二十三条の二中「第七十七条第四項」を「第七十七条第五項」に改め、同条を第二十五条とし、第二十三条の次に次の一条を加える。

（法別表第十八備考の政令で定める車両系機械）

第二十四条　法別表第十八備考の政令で定める車両系機械は、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用、解体用及び基礎工事用のものに限る。）とする。

（労働安全衛生法関係手数料令の一部改正）

第二条　労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二号中「八万二千五百円」を「四万四千円（法第五十三条の二第一項の規定により都道府県労働局長が当該申請に係る法第三十七条第一項の特定機械等（以下「特定機械等」という。）の設計審査の業務を行う場合にあつては、八万二千五百円）」に改める。

第三条の二第一項中「法第三十七条第一項の」及び「（以下「特定機械等」という。）」を削る。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中労働安全衛生法施行令第二十三条の二の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

厚生労働大臣　上野賢一郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔